

吉賀町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 吉賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 1 条に掲げる吉賀町における地域福祉の推進を図るため吉賀町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的に吉賀町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を本会会長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか地域福祉の推進等に関し必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次ぎに掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 住民団体等の関係者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画期間終了までの間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、本会総合相談支援課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 報酬及び費用弁償については、別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。